

未来へ向けた確かな道しるべ「習志野市基本構想」を策定しました 将来都市像 未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野を目指します

1 基本構想とは

基本構想とは、長期にわたる自治体経営の根幹となる計画で、まちづくりの基本的な考え方や方向性を表したものです。先日、平成25年習志野市議会第3回定例会で、新たに平成26年度から施行する習志野市基本構想が可決されました。

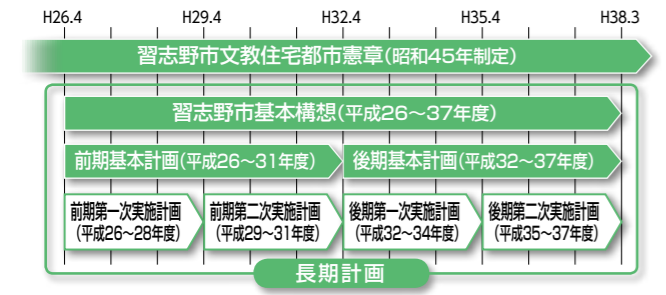
2 計画の全容と計画期間

本市には、昭和45年に制定した文教住宅都市憲章があります。この憲章は、これまで本市のまちづくりの基本理念として永く受け継がれてきたものです。

今回、基本構想は、この憲章の下、まちづくりの基本的な考え方や方向性を表すものとして策定しました。

さらに、基本構想に掲げた将来都市像を実現するための施策を表す基本計画、具体的な事業を表す実施計画があり、これら基本構想から実施計画までをまとめて、長期計画と言います。

基本構想は、平成26年度から平成37年度を計画期間とし、その他の計画は下記の図に示した通りとなります。



3 これからのまちづくりの課題

平成13年度にスタートした現行基本構想では、将来都市像を「市民一人ひとりが夢と輝きを持って自己実現できる都市 習志野」としてさまざまな施策を展開してきました。

一方、急速に進む高齢化や経済情勢の悪化等に対応し、持続可能な行政運営を行うために、職員数の削減、民間活力の導入、事務事業の見直しなどに努め、財政健全化に取り組んできました。



8 習志野市役所 ☎ (451) 1151

しかし、今後のまちづくりを進めていく上において、以下の課題の解決に取り組んでいかななくてはなりません。

少子高齢化

本市では、今年中に高齢化率が21%を超える見込みで、超高齢社会が迫っています。また、年少人口の減少が続いているため、今後も人口構成は、少子高齢化が進みます。

このことにより、社会保障関係費の増大が見込まれるとともに、生産年齢人口の減少による税収減が懸念されます。

公共施設再生

本市の公共施設は、建築後30年以上経過している施設が7割を超え、老朽化が顕著になっています。

公共施設の老朽化対策は、厳しい財政事情の中で大変大きな負担となるものですが、先送りすればするほど対応が困難になります。このような中、平成24年5月には公共施設再生計画基本方針を策定しました。

今後、公共施設再生の堅実な進捗管理を進めていくためには、市民の皆さんのご理解とご協力が重要となります。



安全安心なまちづくり

東日本大震災では、本市も大きな被害に遭いました。

今後も、震災からの復興に力をそそぎ、住みやすく安全に暮らせる市民生活を維持するため、行政による取り組みだけではなく、「自助」「共助」を可能とする復元力の高い地域づくりに努める必要があります。

自治体の自立と協働

本市では、これまでも社会経済情勢の変化に対応すべく、行政運営の効率化や財政の健全化等に取り組んできました。

今後も、少子高齢化への対応や厳しい財政状況を見据えつつ、自立した都市経営を目指していくことが不可欠です。

さらに、効率的・効果的な公共サービスを実現するため、企業・学校・町会・自治会等の多様な主体と連携協力することが必要です。

4 次期基本構想の概要

今後、変革という時代の波をしっかりと受け止め、魅力的かつ最適な行政サービスを持続的・安定的に提供していくためには、市民・市民活動団体・企業・学校と市がさらに絆を深め、自主自立のまちづくりを一層推進していくことが大切です。

そこで、豊かで安全・安心な生活環境を継承し、新たに住んでみたいまち、将来にわたり住み続けたいまちにするために、将来都市像を

「未来のために
～みんながやさしさでつながるまち～
習志野」としました。

この将来都市像は、昨今、周囲への関心が希薄になり、社会性の喪失が懸念される中、市民一人ひとりが人を思いやる心、社会を思いやる心を持ち、個人の持っているやさしさを広げ、つながることを基本とするまちづくりを表したものです。

将来都市像を実現するための3つの目標

○支え合い・活気あふれる「健康なまち」

はつらつとした若さを失わないまちであるためには、市民一人ひとりが健康であることに加え、まちが健康であることも不可欠です。

そこで、「保健・医療・福祉の充実」「地域経済・産業の振興」を図り「健康なまち」を目指します。

○安全・安心「快適なまち」

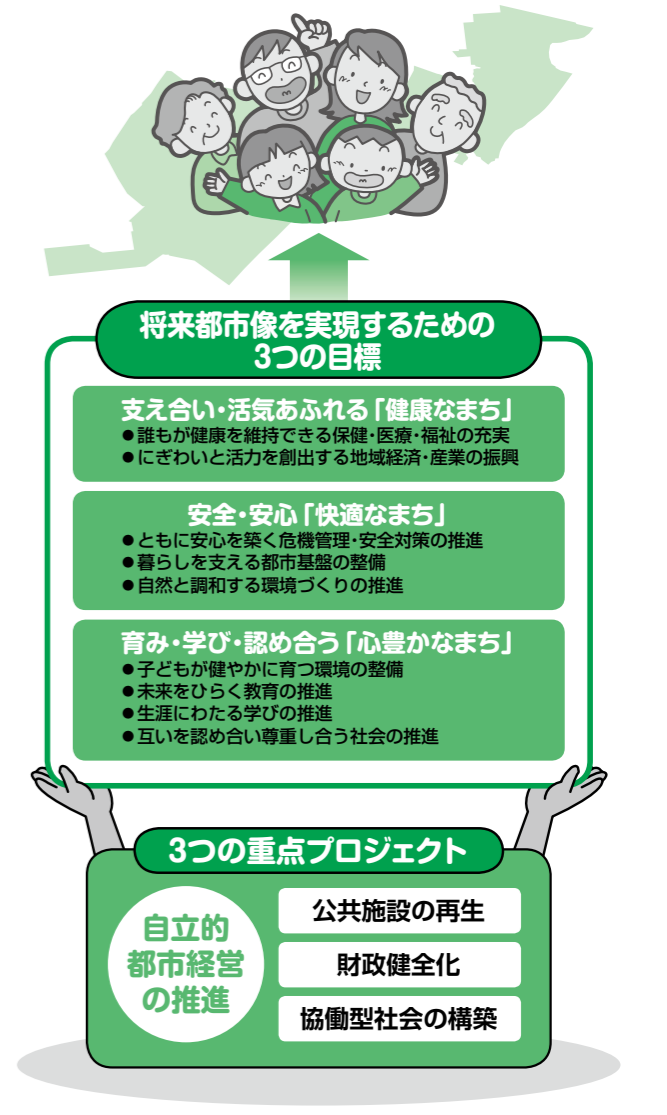
暖かい生活環境を整え、住みよいまちであるためには、安全・安心で、生活環境・自然環境の整備されたまちであることが必要です。

そこで、「危機管理・安全対策の推進」「都市基盤の整備」「環境づくりの推進」を図り「快適なまち」を目指します。

○育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

教育に力をそそぎ、すぐれた文化を育む調和のとれたまちであるためには、子育て・教育・生涯学習環境が充実し、さらに互いに尊重し合い協調できる心を育むことが必要です。

そこで、「子どもが健やかに育つ環境の整備」「未来をひらく教育の推進」「生涯にわたる学びの推進」「互いを認め合い尊重し合う社会の推進」を図り「心豊かなまち」を目指します。



3つの重点プロジェクト

将来都市像を実現するための目標に沿ってまちづくりを進めていく環境を整備するため、自立的都市経営を推進する中でも特に取り組むべきものとして3つの重点プロジェクトを設けました。

- 行政サービスを提供する拠点を確保するために必要な「公共施設の再生」
- 自立した都市・財政基盤を構築するために必要な「財政健全化」
- 地域活動のしやすい環境整備・民間の力をいかし、活力ある社会を構築するために必要な「協働型社会の構築」

習志野市は今後12年間をかけて、将来都市像を目指したまちづくりを推進します。なお、現在策定に取り組んでいる基本計画・実施計画は、来春、広報習志野でお知らせします。

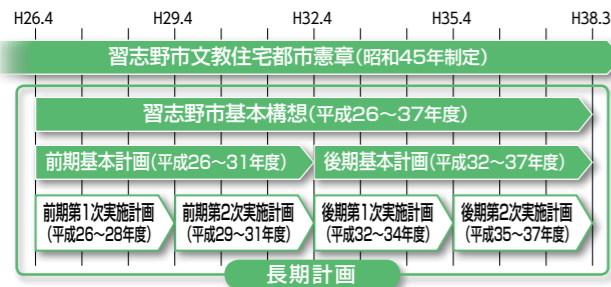
未来へ向けた確かな道しるべ「習志野市前期基本計画」を策定しました 将来都市像 未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野を目指します

1 基本計画とは

基本計画とは、昨年9月に市議会で可決された基本構想に基づいて策定する、将来都市像を実現するための具体的な施策を示す計画です(基本構想についての詳細は広報習志野平成25年11月1日号をご覧ください)。

2 習志野市長期計画の全容と計画期間

習志野市長期計画とは、基本構想に加え、基本構想で示した将来都市像を実現するための施策を表す基本計画、具体的な事業を表す実施計画の全体を指します。前期基本計画は、平成26年度から平成31年度を計画期間とします。その他の計画は下図の通りとなります。



3 前期基本計画の概要

支え合い・活気あふれる「健康なまち」

- **誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実**
 - (通称)健康なまちづくり条例に基づいた施策を推進し「健康づくりの充実」を図ります。
 - 地域で安心して自立した生活ができることを目指して「地域福祉」向上を推進します。
 - 高齢者の健康維持や生きがいづくりの推進と、介護が必要な状態になっても住み慣れた場所で生活できるよう「高齢者支援」を推進します。
 - 誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合い、地域でありのままに暮らすことができる社会を目指し「障がい者(児)支援」を推進します。

- 生活困窮者の自立支援、国民健康保険制度の健全な運営等、市民が安心して生活できる環境づくりに努め「社会保障」の充実を図ります。

■ にぎわいと活力を創出する地域経済・産業の振興

- 商店街の活性化、産業の育成、都市型農業やまちづくり観光を推進し「商業・工業・農業・観光の振興」を図ります。
- 地域産業資源の連携を促進し、相乗効果による新たな製品や商品、サービス等の創出に取り組み「新しい産業の創造」を推進します。
- 勤労者福祉の向上と就労支援等を行い「就労環境の充実」に努めます。

安全・安心「快適なまち」

■ ともに安心を築く危機管理・安全対策の推進

- 危機に対するマニュアル整備や研修・訓練の実施状況の管理を行い、市民が安心して生活を送るための備えとして「危機管理」を推進します。
- 「公助」のみならず、「自助・共助」の力を高めるとともに、ソフト・ハード両面での対策を進め「防災」に対する取り組みを推進します。
- 全ての主体が情報を共有しつつ、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、犯罪の無い社会を構築する「防犯」施策の推進を図ります。
- 消防団との連携強化、職員の技術向上等、全てにおいて万全を期し、行政と市民が一体となった「消防・救急体制の向上」を目指します。
- 交通安全に関する啓発活動の強化や交通安全施設の整備を図り「交通安全」の意識を市民とともに高めます。
- 被害防止の情報提供を行うとともに、消費者教育を受ける機会を提供し「消費生活」の向上に努めます。

■ 暮らしを支える都市基盤の整備

- 都市マスタープランに基づいた整備を推進するとともに、住環境等の保全や駅周辺の整備等による「市街地整備」を推進します。
- 住生活基本計画を策定し、市民の良好な居住環境の整備に努め、安心して暮らせる「住宅施策」を推進します。

- 市内道路網におけるさらなる安全性、利便性、快適性の確保やバリアフリー化に取り組み、道路環境の向上を目指した「道路交通施策」を推進します。
- 雨水管の幹線整備、下水管の長寿命化等、市内各所へのびる「下水道整備」の推進を図ります。
- 公営企業として健全経営を堅持するとともに、長期にわたって安定供給が可能な施設整備を計画的に行い「ガス・水道事業」の充実を図ります。

■ 自然と調和する環境づくりの推進

- 新エネルギーの利用および設備の導入、省エネ機器への補助等、地域レベルでの「地球温暖化対策」を推進します。
- 市内各所に点在する自然保護地区や都市環境保全地区、谷津干潟等「自然環境の保全・活用」に努めます。
- 公園、緑地の整備と合わせ、維持管理について市民参加の取り組みを進め「公園・緑地の整備」を推進します。
- 3R(リデュース・リユース・リサイクル)を積極的に啓発するとともに、ごみの再資源化等を進め「廃棄物等の適正な処理」を推進します。
- 公害の未然防止に努めるとともに、環境学習や環境教育等を支援し「環境の保全」のための取り組みを推進します。

育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

■ 子どもが健やかに育つ環境の整備

- 質の高い保育と教育の一体的提供、保育の量的拡大、養育支援の充実等、安心して子育てができるよう「子育て・子育ての支援」に取り組みます。

■ 未来をひらく教育の推進

- 職員の資質向上や家庭、保護者の教育力の向上に努め「幼児教育の向上」を図ります。
- 教師の指導力や学ぶ意欲の向上、道徳教育、体育を充実させ、豊かな人間性と優れた創造性を育む「学校教育の向上」を図ります。

■ 生涯にわたる学びの推進

- 生涯を通じた学習の活動の場を提供するとともに、自主自立した活動のできる体制づくりを図り、生涯を通じて学べ

- る「社会教育」を推進します。
- 「する」スポーツのみならず、「みる」「支える」スポーツを通じて「生涯スポーツ」を推進します。

■ 互いを認め合い尊重し合う社会の推進

- ワークライフバランスの認識を深めるための意識啓発、夫婦間・パートナー間の暴力防止と対応に取り組み「男女共同参画社会の実現」を図ります。
- 効果的な行政情報の発信や双方向での情報伝達、多文化共生社会の実現に向けた事業展開に努め「交流の推進」を図ります。
- 関係機関と連携を図りながら、次世代への平和継承者の育成に取り組み「平和啓発の促進」に努めます。

自立的都市経営の推進

- ◆ 経営資源の有効活用による最適な行政サービスの提供
- ◆ 持続可能な財政構造の構築
- ◆ 協働型社会の構築による自治体経営の推進

重点プロジェクト

公共施設の再生

「保有総量の圧縮」「機能と施設の分離」「施設の質の向上」を行い、より良い資産を将来の世代に引き継いでいくため、公共施設の再生に取り組みます。

財政健全化

「人材・資産・予算・情報」という限られた経営資源の範囲内で「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」の選択と集中を基本とする事業の執行を行い、財政健全化を進めます。

協働型社会の構築

協働しやすい環境づくりに向け「推進体制の整備」「活動拠点の充実」「市民活動の支援」「意識改革・人材育成」「市民活動団体等の連携・交流」の5つの分野で協働を推進します。



てんとう虫体操の普及活動



総合防災訓練の様子



子育ての支援(きらっ子ルーム)